

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年8月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100439 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100010 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 30 年 3 月 15 日の標準賞与額 12 万 6,000 円については、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 4 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 15 日

私が A 事業所に勤務していた期間のうち、産前産後休業期間中であつた請求期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る支給明細書及び預金通帳の記録並びに A 事業所から提出された請求者に係る支給明細書により、請求者は、請求期間に A 事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録及び年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者申出書により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 * 年 * 月 * 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 11 月 2 日に提出したことから、当該期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から産前産後休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があつた場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前

月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、同法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の支給明細書等において確認できる賞与額から 12 万 6,000 円とし、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100422 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100004 号

第 1 結論

平成 15 年 10 月から平成 18 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 10 月から平成 18 年 3 月まで

私は、平成 15 年 11 月頃、年金の手続をするため、A 市役所 B 支所に出向き、前年の収入と生活状況を伝えたところ、免除申請を勧められたので手続を行ったが、請求期間が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 15 年 11 月頃に、A 市役所 B 支所で国民年金保険料の免除申請手続を行った旨を主張しているが、同市から提出された請求者に係る国民年金資格取得・異動届書等によると、請求者は、平成 16 年 6 月 18 日に同支所において、20 歳に到達した平成 8 年 * 月 * 日及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 15 年 10 月 10 日にそれぞれ遡って国民年金の被保険者資格の取得に係る手続を行ったことが確認できる上、同届書の備考欄には、「後日申免だされる予定」と記載されていることから、請求者は、当該届出（手続）を行った日には免除申請を行っていないことが確認できる。

また、当時の申請免除に係る承認期間の始期は、申請日の属する月の前月とされていたことから、上記届出を行った時点（平成 16 年 6 月 18 日）において、請求期間のうち平成 15 年 10 月から平成 16 年 4 月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請が承認されることはない。

さらに、オンライン記録及び A 市から提出された請求者に係る国民年金被保険者の不在者台帳によると、請求者は国民年金の被保険者記録上、平成 17 年 9 月から平成 18 年 3 月までの期間において、不在被保険者（転出先が不明等住所が不明な被保険者）として取り扱われていたことが確認できることから、この間に請求者が同市に国民年金保険料の免除申請書を提出したとは考え難く、その他、オンライン記録及び同

市が保管する資料においても、請求者の請求期間に係る免除申請が受け付けられた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が名前を挙げた1名に、請求者の請求期間に係る免除申請について照会しても具体的な回答は得られない上、請求期間の国民年金保険料の免除申請を行うためには、年度ごとに免除申請手続が必要となるところ、請求者は、免除の申請回数について記憶が定かでなく、免除申請手続が行われた場合の承認又は却下通知書を受け取った覚えもないと陳述していることから、請求者の請求期間における国民年金保険料の免除申請手続について確認することができない。

その上、日本年金機構C広域事務センターは、請求期間における免除申請書等は保存期間経過のため保管していない旨を回答している上、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100418 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100009 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 12 月 26 日から昭和 62 年 1 月 1 日まで

A 社を退職する際に、同社とその後勤務する会社の厚生年金保険の加入期間が途切れないようにするために、昭和 61 年の年末までの在籍を A 社にお願いしていたが、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者資格の喪失年月日が同年 12 月 26 日とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者の B 社に係る離職年月日は昭和 61 年 12 月 25 日と記録されており、請求期間の加入記録は確認できない。

また、C 企業年金基金から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、請求者の B 社に係る加入員資格の喪失年月日は昭和 61 年 12 月 26 日と記録されており、当該記録は請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している上、雇用保険の離職年月日とも符合している。

さらに、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日となるところ、B 社の現在の事務担当者は、「保管している当時の担当者の覚書によると、請求者は昭和 61 年 12 月 25 日に退職しており、厚生年金保険の被保険者資格を同年 12 月 26 日に喪失している。」旨を陳述している。

加えて、B 社は、「保存期間が経過しており確認できる資料が残っていないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したかについては不明である。」旨を回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の請

求期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。